

岩手県告示第 952 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院、診療所又は薬局の名称	所在地
ほのぼの薬局	北上市相去町相去 51 番地
大迫中央薬局	花巻市大迫町大迫第 13 地割 8 番地 1
渋民中央病院	盛岡市玉山区渋民字大前田 53 番地 2
千葉薬局サンリア店	大船渡市盛町字町 10 番地 11
雫石大森クリニック	岩手郡雫石町千刈田 79 番 2
ふたば薬局	胆沢郡金ヶ崎町西根下谷地 92 番 1
かげやまクリニック	一関市字西沢 28 番 1
かりん薬局	一関市字西沢 37 番 3
かなざわ内科クリニック	盛岡市上堂一丁目 18 番 24 号
及川薬局 田屋町店	久慈市田屋町第 1 地割 38 番地 10
とみた調剤薬局	盛岡市紺屋町 5 番 24 号
盛岡南サティ薬局	盛岡市本宮字稲荷 10 番 1 号
ヤナギサワ薬局	岩手郡岩手町大字江刈内第 9 地割 35